

伊賀市立大山田小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認したり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方)

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

※いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

大山田小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、外部委員（いじめ問題相談員、県・市から派遣されるスクールカウンセラー、および学校評議員・PTA役員等）を招聘する。

（開催時期）学期に1回

（機能）いじめ防止に関する取組の検証を行う。

いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

（1）いじめの防止

○マニフェスト、学校経営方針から

学校経営方針の中に「生命・人権を尊重し、人間性豊かな子どもを育成する」という目標を具体化する視点を記述し、いじめを許さない取組みを推進し、保護者・地域にも発信し連携を促す。

○人権・同和教育の取組、なかまづくりの取組

「子ども一人一人の生活や思いをつかみ、教育課題を明らかにする」「なかまをつなぐ取組みを重ねる」「人権・部落問題学習の授業を実践する」を柱に据えた取組みの推進を図る。

○社会性やコミュニケーション能力の育成

「キャリア教育の推進と、心身ともに健康な子どもを育てる」ことを目標に、低学年では生活科を中心に、第3学年以上では社会科と総合的な学習の時間を活用し推進を図る。

○自尊感情・自己肯定感・自己有用感の育成

学びの過程で「人権の基礎体力」を子どもに育もうとする総合学習において、自尊感情・コミュニケーション力などの人権に関する基礎的な力を「課題をもたされている」子どもに焦点をあてることで、全ての子どもに豊かな学びを保障する取組みの推進を図る。

○児童会の取組

そぞの集会（全校集会）や縦割り班活動を中心に児童間の交流を推進し、自らつながり

合えるなかまづくりに取り組む。

※ただし新型コロナウイルスの感染状況を見て実施できるかを判断する。

○いじめ問題に関する教職員の資質向上

いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

○保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

各地区懇談会での人権学習会、保護者人権講演会を地域やPTAと共催するとともに、児童アンケートやQ U調査をもとに学期ごとに子どもの実態について協議する場を持つ。

(2) いじめの早期発見

○いじめについてのアンケート調査の実施

- ・児童対象年3回以上（各学期1回以上）
- ・保護者対象年1回（2学期末）

※調査当日に何らかの理由により欠席した児童については、後日、調査を実施する。

※長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細やかな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聴き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童の状況を十分に考慮して実施する。）

※アンケートの保存期間は、実施年度以降より3年間とする。

○教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①担任等による日常的な教育相談
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ③いじめ問題相談員の活用
- ④ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

○日常的な生活ノート・日記帳、家庭訪問

○教職員の情報共有体制

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

○インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

○いじめ問題にかかわる児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織

的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。

○教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、大山田小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

○保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4. 重大事態への対処

（1）重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急のいじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む）

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

（2）調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。